

日 銀 業 第 2 7 1 号
2 0 2 4 年 6 月 1 0 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」の一部改正に関する件

補完当座預金制度の対象先（以下「対象先」といいます。）による同制度における利息（以下「利息」といいます。）の金額の確認方法および利息の入金時刻を変更すること等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

対象先の本店等に対して行う付利対象積み期間ごとの利息の入金予定額等にかかる通知および利息の当座勘定への入金に関する変更内容につきましては、日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」に掲載している[「補完当座預金制度における利息の金額の確認方法等にかかる一部変更について」（2024年5月16日付日銀業第233号）](#)をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 目次を横線のとおり改める。

目 次

第1編 基本事項

I. 概要

1. }
 2. } 略（不変）
 3. }

3. の2 補完当座預金制度における利息の入金等	1-1-15
（1）利息の入金予定額等にかかる通知	1-1-15
（2）利息の当座勘定への入金の実行	1-1-15
（3）利息の返戻または追払い	1-1-15
4. 当座勘定取引通番	1-1-1516
5. 当座勘定摘要コード・当座勘定備考コード	1-1-1617
（1）当座勘定摘要コード	1-1-1617
（2）当座勘定備考コード	1-1-1617
6. 受付番号	1-1-1718
7. 当座勘定残高	1-1-1819
（1）当座勘定における入金または引落後の残高	1-1-1819
（2）当座預金残高	1-1-1819
（3）当座貸越残高	1-1-1819
8. 担保余裕額	1-1-1920
9. 引落資金	1-1-2021
（1）引落資金	1-1-2021
（2）引落資金不足	1-1-2021
10. 当座貸越の返済の延滞発生時の取扱い	1-1-2122
11. 日銀ネット障害時等の取扱い	1-1-2223

II.	略（不変）
Ⅲ	
VII.	

VII. の2 補完当座預金制度における利息の入金等

1. 利息の入金予定額等にかかる通知	1-7-2-1
2. 利息の当座勘定への入金の実行	1-7-2-2
3. 利息の返戻または追払い	1-7-2-3
(1) 利息の返戻または追払い金額にかかる通知	1-7-2-3
(2) 利息の返戻または追払いの実行	1-7-2-4

以下略（不変）

○ 第1編 I. 1. を横線のとおり改める。

1. 用語の定義等

本利用細則は、日本銀行の当座勘定取引先が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用して当座勘定取引およびこれに関連する照会事務を行う場合に使用します。

本利用細則で使用する用語の定義については、「当座勘定規定」、「現金関連取引専用当座勘定にかかる「当座勘定規定」の特則」、「当座貸越に関する規則」、「日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則」、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「当座勘定特則」といいます。）、「逆引振替に関する規則」（以下「逆引規則」といいます。）、「当座勘定（同時決済口）に関する規則」（以下「同時決済口規則」といいます。）、「内国為替（同時決済口）取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「内国為替（同時決済口）規則」といいます。）、「海外預り金勘定に対する入金に関する規則」（以下「海外預り金入金規則」といいます。）、「外国中央銀行等のために行う振込に関する規則」（以下「振込規則」といいます。）、「振替社債等資金同時受渡関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、「補完当座預金制度に関する細則」、本利用細則以外の他の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則」（以下「利用細則」といいます。）によるほか、次のとおりとします。

以下略（不変）

○ 第1編 I. 3. の次に次の3. の2を加える。

3. の2 補完当座預金制度における利息の入金等

(1) 利息の入金予定額等にかかる通知

日本銀行は、「補完当座預金制度に関する細則」にもとづき補完当座預金制度における利息を計算し、同利息の入金日（付利対象積み期間の起算日の属する月の翌々月の20日（その日が休業日の場合にはその翌営業日）をいいます。以下同じです。）の2営業日前の日の業務開始後速やかに、オンライン取引先である補完当座預金制度の対象先の本店等（以下「対象先の本店等」といいます。）に対して、利息の入金予定額等を通知します。

(2) 利息の当座勘定への入金の実行

日本銀行は、入金日の業務開始後速やかに、(1)により通知した補完当座預金制度における利息について、オンライン取引先である対象先の本店等の当座勘定への入金を行います。この場合、日本銀行は、オンライン取引先である対象先の本店等に対して、当座勘定への入金を行った旨を通知します。

(3) 利息の返戻または追払い

日本銀行は、(1)により計算した補完当座預金制度における利息について、当該利息の計算に使用した所要準備額に誤りが判明した場合には、正当な所要準備額を使用して当該利息の再計算を行い、(1)により計算した利息との差額を算出します。当該差額について、日本銀行がオンライン取引先である対象先の本店等の当座勘定への入金または引落を行うことにより、補完当座預金制度の対象先からの補完当座預金制度における利息の返戻または日本銀行からの同利息の追払い（以下「利息の返戻または追払い」といいます。）を行います。この場合、日本銀行は、オンライン取引先である対象先の本店等に対して、当座勘定への入金または引落を行った旨を通知します。

日本銀行は、補完当座預金制度における利息の再計算を行った場合には、返戻または追払いを行う前に、オンライン取引先である対象先の本店等に対して、返戻または追払いを行う金額等を通知します。

○ 第1編VII. の次に次のVII. の2を加える。

VII. の2 補完当座預金制度における利息の入金等

日本銀行は、次の方法により補完当座預金制度における利息の当座勘定への入金等を行います。

1. 利息の入金予定額等にかかる通知

日本銀行は、「補完当座預金制度に関する細則」にもとづき補完当座預金制度における利息を計算し、補完当座預金制度における利息の入金日の2営業日前の日の業務開始後速やかに、オンライン取引先である対象先の本店等に対して、「当座勘定入金予定通知（補完当座預金）」（2111-02000）を送信します^(注)。

(注) 補完当座預金制度における利息が0円の対象先の本店等にも送信します。

(2111-02000)

当座勘定入金予定通知（補完当座預金）		
_____ (注1)		
対象先	_____ (注2) _____	
適用期間	適用利率% (年)	付利対象預り金金額 (円)
_____ ~ _____	_____	_____
_____)	_____)	_____)
_____)	_____)	_____)
入金日	_____ (注3)	
付利対象預り金金額（積み期間中合計）	_____ 円	
入金予定額	_____ 円	

(注1) 出力日が表示されます。

(注2) 対象先の本店等の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。

(注3) 入金予定額が0円以外の場合に限り表示されます（入金予定額が0円の場合には、項目名を含め表示されません。）。

2. 利息の当座勘定への入金の実行

日本銀行は、入金日の業務開始後速やかに、補完当座預金制度における利息について、オンライン取引先である対象先の本店等の当座勘定への入金を行います。この場合、日本銀行は、オンライン取引先である対象先の本店等に対して、「当座勘定入金通知」(2111-00500)を送信します^(注)。

(注) 補完当座預金制度における利息が0円の対象先の本店等には送信しません。

(2111-00500)

当座勘定入金通知			
取引実行日	_____		
当座勘定 取引通番	入金口座	金額	当座勘定残高
_____	_____ ^(注1)	_____ 円	_____ 円 ^(注2)
			担保余裕額
			_____ 円 ^(注3)
摘要	190 預り金利息		

(注1) 対象先の本店等の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。

(注2) 当座貸越取引先の場合において、入金後に当座貸越であるときは、当座勘定残高の冒頭に符号「-」を付して表示されます。

(注3) 当座貸越取引先の場合に限り表示されます(それ以外の場合には、項目名を含め表示されません。)

3. 利息の返戻または追払い

(1) 利息の返戻または追払い金額にかかる通知

日本銀行は、1.により計算した補完当座預金制度における利息について、「補完当座預金制度に関する細則」にもとづき、当該利息の計算に使用した所要準備額に誤りがある旨の連絡を受けた場合には、正当な所要準備額を使用して当該利息の再計算を行い、1.により計算した利息との差額を算出します。日本銀行は、当該再計算を行った場合には、オンライン取引先である対象先の本店等に対して、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知を送信します。

イ、補完当座預金制度の対象先が日本銀行に利息の返戻を行う場合（再計算を行った利息が1.により計算した利息より小さい場合）

「当座勘定引落予定通知（補完当座預金）（返戻・追払い）」（2111-02300）を送信します。

(2111-02300)

当座勘定引落予定通知（補完当座預金）（返戻・追払い）

再計算対象先 _____ (注1) _____

引落先 _____ (注1) _____

取引通番 (注2) _____

対象年月 (注3) _____

）

引落日 _____

引落予定額 _____ 円

(注1) 対象先の本店等の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。

(注2) 同一の取引実行日における複数の取引を区別するために、取引通番（取引実行日毎に001から始まる3桁の連続番号をいいます。）が表示されます。

(注3) 再計算を行った付利対象積み期間が表示されます。

ロ、補完当座預金制度の対象先が日本銀行から利息の追払いを受ける場合（再計算を行った利息が1.により計算した利息より大きい場合）^(注)

(注) 再計算を行った利息と1.により計算した利息の差額が0円の場合を含みます。

「当座勘定入金予定通知（補完当座預金）（返戻・追払い）」（2111-02200）を送信します。

(2111-02200)

当座勘定入金予定通知（補完当座預金）（返戻・追払い）	
再計算対象先	_____ ^(注1) _____
入金先	_____ ^(注1) _____
取引通番 ^(注2)	_____
対象年月 ^(注3)	_____
	}
入金日 ^(注4)	_____
入金予定額	_____ 円

(注1) 対象先の本店等の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。

(注2) 同一の取引実行日における複数の取引を区別するために、取引通番（取引実行日毎に001から始まる3桁の連続番号をいいます。）が表示されます。

(注3) 再計算を行った付利対象積み期間が表示されます。

(注4) 1.により計算した利息と再計算を行った利息の差額が0円以外の場合に限り表示されます（差額が0円の場合には、項目名を含め表示されません。）。

(2) 利息の返戻または追払いの実行

日本銀行は、(1)により差額の算出を行った場合には、当該差額についてオンライン取引先である対象先の本店等の当座勘定の入金または引落を行うことにより、利息の返戻または追払いを行います。この場合、日本銀行は、オンライン取引先である対象先の本店等に対して、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める通知を送信します^(注)。

(注) 再計算を行った利息と 1. により計算した利息の差額が 0 円の対象先の本店等には送信しません。

イ、補完当座預金制度の対象先が日本銀行に利息の返戻を行う場合（再計算を行った利息が 1. により計算した利息より小さい場合）

「当座勘定引落通知（補完当座預金）」（2111-02700）を送信します。

(2111-02700)

当座勘定引落通知（補完当座預金）			
取引実行日	_____		
対象年月 ^(注1)	_____		
	}		
当座勘定 取引通番	引落口座	金額	当座勘定残高
_____	_____ ^(注2)	_____ 円	_____ 円 ^(注3)
			担保余裕額
			_____ 円 ^(注4)
摘要 190 預り金利息			

(注1) 再計算を行った付利対象積み期間が表示されます。

(注2) 対象先の本店等の金融機関等店舗コードまたは B I C コードが表示されます。

(注3) 当座貸越取引先において、引落後に当座貸越であるときは、当座勘定残高の冒頭に符号「-」を付して表示されます。

(注4) 当座貸越取引先の場合に限り表示します（それ以外の場合には、項目名を含め表示されません。）。

ロ、補完当座預金制度の対象先が日本銀行から利息の追払いを受ける場合（再計算を行った利息が 1. により計算した利息より大きい場合）

「当座勘定入金通知（補完当座預金）」（2111-02600）を送信します。

当座勘定入金通知 (補完当座預金)

取引実行日 _____

対象年月 (注1) _____

}

当座勘定

取引通番 入金口座

金額

当座勘定残高

_____ (注2) _____ 円 _____ 円 (注3)

担保余裕額

_____ 円 (注4)

摘要 190 預り金利息

(注1) 再計算を行った付利対象積み期間が表示されます。

(注2) 対象先の本店等の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードが表示されます。

(注3) 当座貸越取引先の場合において、入金後に当座貸越であるときは、当座勘定残高の冒頭に符号「-」を付して表示されます。

(注4) 当座貸越取引先の場合に限り表示します(それ以外の場合には、項目名を含め表示されません。)

○ 第1編VIII. を横線のとおり改める。

VIII. 通知

日本銀行は、II. からVII. の2までの定めにもとづき、当座勘定の入金または引落を行った場合には、オンライン取引先に対して、各種通知を送信します。それ以外の当座勘定取引に関して次の各号に掲げる通常振替、当座勘定の入金または引落を行った場合には、オンライン取引先に対して、当該各号に定める通知を送信します。

以下略(不変)

○ 第1編IX. 1. を横線のとおり改める。

1. 所要準備額報告

オンライン取引先である準備預金制度の適用先の本店等（以下「適用先の本店等」といいます。）は、日銀ネットを利用して、別途日本銀行から依頼を受けた準備預金の所要準備額報告事務を行うことができます。

この場合、オンライン取引先である準備預金制度の適用先の本店等は、所定の端末操作手順（業務処理区分コード：281101）に従い、「所要準備額報告」を日本銀行に送信します。

日本銀行に送信した「所要準備額報告」に誤りがあることが判明した場合には、適用先の本店等の日銀当座勘定取引店に連絡してください。

○ 第2編の業務処理区分「準備預金 所要準備額報告 所要準備額報告」（コード281101）の概要を横線のとおり改める。

概要

準備預金の所要準備額等の報告を次のとおり行います。

(1) 略（不変）

(2) 略（不変）

(注) 略（不変）

なお、見込計数または確定計数にかかる「所要準備額報告」を送信した場合には、送信済の「所要準備額報告」を再度送信することはできません。再度送信した場合には、エラーとなります。このため、報告済の計数に誤りがある場合は、取引主要店である日本銀行本支店適用先の本店等の日銀当座勘定取引店に連絡してください。